

○警備業法等に基づく行政処分の公表に関する訓令

(平成24年1月26日警察本部訓令第2号)

[沿革] 平成25年3月26日警察本部訓令第6号改正

警察本部
警察学校
警察署

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する訓令を次のように定める。

警備業法等に基づく行政処分の公表に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則（平成24年岩手県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の期間)

第2条 規則第2条の公表を行う期間は、警備業法及び探偵業法に基づく処分の公表については、当該処分が行われた日から起算して3年間とし、運転代行業法に基づく処分の公表については、当該処分が行われた日から起算して2年間とする。

(公表の方法)

第3条 規則第3条に規定する公表の方法は、次に掲げるとおりとし、警備業法及び探偵業法に基づく処分の公表については別記様式第1号を用い、運転代行業法に基づく処分の公表については別記様式第2号を用いて行うものとする。

- 岩手県警察ホームページへの掲載
- 警務部県民課への簿冊の備付け

(他の都道府県公安委員会への通知方法)

第4条 規則第4条第2項に規定する他の都道府県公安委員会に対する通知は、別記様式を用いて行うものとする。

附 則

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式第1号

被 処 分 者	認定書又は届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所、基地局又は待機所の名称及び所在地	
処分年月日	年 月 日	
処分内容		
処分理由及び根拠法令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

別記様式第2号

被 処	認定証番号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	

分 者	主たる営業所が所在する市区町村	
処分年月日		年 月 日
処分内容		
処分理由		
根拠法令		
処分を行った公安委員会		公安委員会